

令和7年度 第1回焼津市総合教育会議議事録

1 開催日時 令和7年8月28日(木) 午後3時から午後4時35分まで

2 会場 焼津市役所7階 会議室7A

3 出席者

(構成員)

市長 中野弘道

焼津市教育委員会

教育長 羽田明夫

教育委員 増田紀子 増田徹哉 外山敬三 古谷光子

(関係者)

副市長 下山晃司

(事務局)

教育部長 杉山佳丈、学校福祉部長 鈴木彰、こども未来部長 村松久美、こども未来部次長兼子ども相談課長 堀内千穂、生きがい・交流部長 海野真彦、教育総務課長 長谷川貴紀、教育総務課参事兼施設担当主幹 鈴木智之、学校教育課長兼GIGAスクール推進室長 福田陽子、教育センター所長 小林伸生、学校給食課長兼学校給食センター所長 萩原雅顕、子ども支援課長 荒井健、家庭支援課長 谷澤富美子、子育て支援課長 山梨のぞみ、保育・幼稚園課長 青島庸行、スマイルライフ推進課長 増井悟、文化振興課長 日下部充、スポーツ課長 小泉富広、学校教育課主席指導主事 大石みゆき、麻布克哉、教育センター主席指導主事 倉嶋義人、子ども支援課主席指導主事 鈴木宰民、政策企画課総務担当兼政策企画担当係長 望月健司、国際交流課国際交流担当係長 伊東正貴、子ども支援課総務担当主幹 下村千鶴子、教育総務課総務担当主幹 安藤隆行

4 協議事項

- (1) 次期「焼津市教育大綱」について
- (2) 子ども家庭支援について
- (3) 教育センター「みらい」事業について
- (4) その他

5 報告事項

- (1) 学校における猛暑災害対策について
- (2) 部活動と地域クラブ活動について
- (3) その他

6 議事内容

別紙のとおり

中野市長	【午後 3 時開会】 1 開会 2 市長あいさつ 本日は、「令和 7 年度 第 1 回 焼津市総合教育会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 教育委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の教育行政にご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。 さて、本市では、現在、「第 6 次焼津市総合計画」第 2 期基本計画において、「安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり」を政策目標として掲げ、切れ目のない子育て支援の推進に取り組むとともに、将来を担う子どもたちが新たな時代を生きる力を身に付ける教育の推進、学習環境の充実などを図っております。 そして、第 6 次焼津市総合計画が、今年度までの計画期間となっていることから、来年度からの新たな「第 7 次 焼津市総合計画」の策定を進めているところであります。 これに合わせ、焼津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めた「焼津市教育大綱」につきましても、令和 7 年度までの計画期間となっていることから、「次期 焼津市教育大綱」について、今年度の総合教育会議において、ご協議いただきたいと考えております。 なお、今年度の総合教育会議は、只今申し上げました「次期 焼津市教育大綱」、に加え、「子ども家庭支援」、「教育センター『みらい』事業」についてもご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 結びになりますが、これまで同様、この総合教育会議の場において、教育委員会と行政の教育施策に対する考えや協力体制をより強固なものとして、本市の教育のさらなる充実を図っていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本年度もよろしくお願い申し上げます。 3 協議事項 (1) 次期「焼津市教育大綱」について 配付資料により説明 (説明概要) 資料 1－1 の 1 ページをご覧ください。 「1 教育大綱について」であります。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第
杉山教育部長	

1 項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」との規定に基づき、また、同法により、総合教育会議において協議し、策定することとなっております。

そして、本年度第 2 期大綱が最終年度を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応するため、次期大綱を策定しようとするものであります。大綱の位置づけについては、図に示したとおりであります。

次に、「2 教育等の現状」であります、

教育・子育て分野においては、「子育て家庭を取り巻く課題は、複雑化・複合化・多様化しており、人材の育成、地域・家庭・支援機関の連携強化が求められている。」他、記載の内容が、生きがいづくりにおいては、「ライフステージやニーズに応じた学習機会などの提供が求められている。」他、記載の内容となっています。2 ページをお願いします。

スポーツ・文化においては、「誰もが地域で気軽にスポーツを楽しむ環境づくりが求められている。」他、記載の内容が現状として考えられます。

その下段には、大綱の策定において参酌すべき事項となっております、国の教育振興基本計画における 5 つの基本的な方針を記載しております。

次に、「3 策定に当たって」であります。

まず、「①策定の考え方」ですが、現教育大綱の「目指す姿」、「基本理念」については継承することとします。

なお、「基本方針」については、国の教育振興基本計画を参酌し、市総合計画や、焼津市こども・若者スマイルプランなどの関連計画と整合を図り、社会情勢等の変化や新たな教育課題への対応を踏まえ修正します。

次に、「②基本方針」ですが、現在、策定作業が進められております市総合計画の分野別の施策を踏まえ、教育大綱の基本方針については、下記の表の黒枠内のとおり、現在の教育大綱から修正しております。

次に、「③計画期間」ですが、これまで、焼津市教育大綱の期間は、国の教育振興基本計画の期間と同様、5 年間としておりましたが、本市教育大綱は、市総合計画と整合を図り策定していることから、新たに策定する焼津市教育大綱は、現在、策定中であります「第 7 次焼津市総合計画 第 1 期基本計画」に合わせ、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。

3 ページをお願いします。

次の、「④策定スケジュール」につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、「4 児童生徒等への調査」であります。

今回の教育大綱の改定に反映させることを目的に、小学校 2・4・6 年生、中学校 2・3 年生及び保護者、教職員を対象に、児童生徒には「どのような人になりたいと思いますか」、保護者・教職員には「どのような人に成長して欲しいですか」を調査いたしました。

多くの皆様から回答をいただき、児童生徒からは、内面的な豊かさ、他者との良好な関係性、困難に立ち向かう精神的な強さを重視していること、保護者からは、他者への配慮や自立心、困難に立ち向かう精神的な強さを重視していること、教職員からは、他者の気持ちを理解し、温かい心で接する能力を重視していることなどがわかり、基本理念であります「優しく・強く・愛しい人」の育成に沿った結果となりました。

「5 次期大綱素案」については、策定スケジュールの説明後にご説明いたしますので、まず、「資料1－2」策定スケジュールをご覧ください。

表の左に上から、教育大綱、総合教育会議、総合計画、その他と分け、4月からこれまでににおいては、アンケート調査や素案の作成を行い、本日、総合教育会議に素案をご提示させていただき、今後、意見の反映などを行いながら、次回10月27日の第2回総合教育会議に大綱案を提示し、最終調整を行った後に12月下旬からパブリックコメントを実施します。その後、2月19日の第3回総合教育会議において報告を行った後に、3月下旬までには完成・報告するスケジュールとしております。

次に、教育大綱素案のご説明をさせていただきますので、資料1－3をご覧ください。

1ページの目指す姿「みんなで笑顔を育むまち やいづ」及び2ページの基本理念「優しく、強く、愛しい人」は現在の大綱から継承しております。

次に、3ページをお願いします。

基本方針であります、5つの基本方針と取組の一覧となります。

まず、「基本方針1 みんなで支える子育て環境の充実」においては、「(1) 乳幼児の教育・保育の質の向上と幼保小連携の推進」、「(2) 子どもの健やかな成長支援の充実」、「(3) 地域全体で子育てを応援する環境づくり」に取り組めます。

「基本方針2 学校教育の充実」においては、「(1) 主体的・協働的な学びを通して、児童生徒に「生きる力」を育み、幸せや生きがいを感じる事ができる学校教育の推進」、「(2) 教職員の資質能力の向上」、「(3) 教育DXの推進」、「(4) 配慮を要する児童生徒とその家庭への支援の充実」、「(5) 安全・安心で、豊かな学びが実現する学校等の施設・設備の充実」に取り組めます。

「基本方針3 生きがいづくりの推進」においては、「(1) 市民ニーズに応じた学習機会の提供」、「(2) 学習施設や設備の充実」、「(3) 地域の教育力の向上」、「(4) 国際交流の推進」に取り組めます。

「基本方針4 スポーツの振興」においては、「(1) スポーツ環境の充実」、「(2) 次世代を担う青少年のスポーツ活動の推進」、「(3) 安全・安心で、市民ニーズに即したスポーツ施設の充実」に取り組めます。

最後に、「基本方針5 芸術文化の振興と歴史文化の継承」においては、「(1) 芸術文化の振興」、「(2) 歴史文化の保存と活用の推進」、「(3) シビックプラ

	イドを醸成する地域教育の充実」に取り組みます。 なお、4 ページから 6 ページにおいては、只今申し上げました、各取組の内容について記載しております。 最後に、6 ページ、「4 教育大綱の推進」であります、「1 教育大綱を実現するための施策」としては、教育大綱の実現を図るため、「焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）」を始めとした焼津市総合計画の分野別計画や「焼津市デジタル田園都市構想総合戦略」などの特定課題に対する施策と相互連携しながら、様々な施策を展開してまいります。 「2 教育大綱の期間」については、先ほどご説明しましたように、計画期間は 4 年間といたしますが、期間中であつても参酌すべき国の教育振興基本計画などにおいて、修正が必要となった場合には、この教育大綱を見直すものとします。 「3 教育大綱の推進体制」としましては、基本方針に掲げた施策については、焼津市行政評価システムにより、定期的な達成状況の把握、必要な改善を行い、教育大綱の確実な推進を図ってまいります。 以上、次期「焼津市教育大綱」の素案についてのご説明とさせていただきます。ご協議の程、よろしくお願いいたします。
古谷教育委員	教育大綱素案の 6 ページ、5 の（3）に「シビックプライドを醸成」というワードがありますが、どういうことなのか定義を教えてください。
海野生きがい・交流部長	「シビックプライド」については、「誰もが郷土への愛着と誇りを持てる。」これを基本とした上で、さらに、児童生徒のうちから「地域に主体的に関わっていく力を醸成していきたい」という思いから記載させていただきました。
古谷教育委員	わかりました。そのような考えであるとすれば、シビックプライドを醸成した暁には、こうなるよという着地点というか、シビックプライドを醸成する目的を明確に記載した方が、誰が見てもわかりやすくなるのではないかと思います。
海野生きがい・交流部長	委員のおっしゃる通りであります。この記載であると「シビックプライドを持つよ」、で止まっているため、どうなるのかという事についても文章の中に加え、表現していきたいと思います。
増田紀子教育委員	表現のところでいくつか感じたことがあるため、それを少しお話させていただきます。まず、資料 1－3 の 1 ページの「I 目指す姿」の 2 番目の「友達と先生と笑顔で…」の 2 行目に、「先生によさを認めてもらったり、逆に課題を指摘してもらったりする中で、…」とありますが、なんとなく受け身的に感じ

	られたため、別の言い方がないかと感じました。また、友達との関わりの中で良さを認められたり、逆に課題に気づいたりということもあると思います。従って、そういった内容が入るといいのではないかと思います。 2点目は、2ページの「Ⅱ 基本理念」の中の下の囲いの中の丸の二つ目ですが、「家庭や地域においては、子どもたちが様々な経験をし、たとえそれが苦勞であっても、…」という言葉があるが、私はなんとなく子ども達に「苦勞」のイメージが、「苦しみ」や「疲れる」というイメージがあるため、それよりも、例えば、他の箇所にも出てくる「困難なものであっても」といったもう少し柔らかい表現でもいいのではないかと思います。 3点目は、3ページの「Ⅲ 基本方針」の「2 学校教育の充実」ですが、(1)の中に、「児童生徒に「生きる力」を育み、幸せや生きがいを感じることができる学校教育の推進」と記載があり、そのとおりであります。が、「幸せや生きがいを感じることができる学校教育」というのは、学校教育の中で、そういうことを感じるという意味や、「生きがい」という言葉があると、「将来に渡り、幸せ生きがいを感じていけるような、そういう力をつけていく」という取り方もできるため、その辺りが、特に意図してる所がわかるような表現が望ましいのではないかと思います。
杉山教育部長	1点目の1ページ目、「友達と先生と笑顔で…」の「先生によさを認めてもらったり、逆に課題を指摘してもらったり」この箇所と、友達との関わりの中で良さを認められたり、逆に課題に気づいたりということもあるのではないかとというご指摘についてですが、委員のおっしゃる通りであると思います。 教育においては、協働の重要性についても非常に大切にしているため、この表現については、検討させていただきます。 2ページ目の「苦勞」という表現についてもおっしゃる通りであります。案として提示していただきました「困難なものであっても」という表現も含めて検討させていただきます。 4ページ目の「幸せや生きがい…」については、学校生活と将来的なもののどちらを示しているかが分かるような表現が良いのではないかとというご意見をいただきましたが、これについては、国の教育振興基本計画の中に「ウェルビーイングの実現のためには、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福」とあり、これについても、教育を通じて向上を図っていくことが重要であるとしており、意図としては、どちらかというより、どちらも進めていきたいという意図で、掲載をさせていただいているため、この表現は素案のとおりとさせていただきたいと思います。
増田徹哉教育委員	基本方針の「1 みんなで支える子育て環境の充実」の「みんなで」という表現は、大変共感した。子どもは、自分のことを知っている大人がたくさんい

	ればいるほど、安心して、心が落ち着くことができます。このように、大人が関わることで成長していくことが良いのではないかと思います。 また、1の(1)に「幼稚園・保育所（園）…」という部分に、こども園を追加、若しくは幼稚園・保育所（園）の後に「等」を追加してはどうかと思いました。 それから、1の(3)「保護者が我が子の成長に…」の部分について、保護者には、各家庭で様々な形があるため、「保護者と我が子」という表現を「保護者と子ども達…」といった、少し柔らかめな表現にしてはどうかと思いました。 それから2の(4)「配慮を要する児童生徒とその家族への支援」の最後の部分の「早期対応と未然防止に努めます。」という記載がありますが、この「未然防止」とは、何を未然防止するのかわかりにくいため、記載しなくても良いのではないかと思います。
村松 こども未来部長	1の(1)に記載のある「幼稚園・保育所（園）」のところに、「こども園」について記載がないというご指摘ですが、市内の三和幼稚園が9月1日に幼保連携型認定こども園として開園する予定であり、現在、認可の最終段階を迎えています。従って、増田教育委員ご指摘のとおり、「こども園」又は「等」を追記したいと思います。 また、1の(3)についても、ご指摘のとおり「保護者イコール親」とは限らないため、「我が子」を「子ども」に修正します。
鈴木 学校福祉部長	2の(4)「配慮を要する児童生徒とその家庭への支援の充実」の中の「未然防止」については、文部科学省が全国の不登校の子ども達に対して行った調査の中で、「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談」、「不安や抑うつ」の相談、「生活のリズムの不調に関する相談」などが上位を占めていました。 そういった結果からも、やはり子どもが学校生活を楽しいと感じることが大事であり、そういったことを通じながら「未然防止」に努めていきたいということから記載しています。
外山 教育委員	基本理念である「優しく 強く 愛しい人」については、現焼津市教育大綱においても使われている言葉で、定着している言葉であると思います。この「愛しい人」という表現は「人から愛され信頼される愛しい人」となっていますが、イメージ的に、「愛しい人」というのは少し違うのではないかと感じました。 アンケート調査における児童生徒の意見、保護者の意見では、「信頼される人」、「皆に信頼されるような人」、「頼られる人」になりたいという回答はありますが、「愛しい人」になりたいという意見はありません。従って、このフレーズがいいのか、あるいは「信頼される人」というフレーズがいいのか、少し検討した方がいいのではないかと感じました。

杉山教育部長	2 ページの「基本理念」の中段に、説明書きを入れてあり、その中の後段の「そして」以降になりますが、「その挑戦の過程で生じる困難やつまずき・失敗がとても大切な経験となります。目の前の壁に自らの力で立ち向かい、たとえ乗り越えられなくても挑戦した経験があつてこそ、真の強さや優しさを身に着け、人から愛され信頼される愛しい人へと成長するのです。」ということを考えた上で、「優しく 強く 愛しい人」という基本理念にしています。 先ほど委員もおっしゃられたように、これについては、各学校がこれまでこの基本理念によって取り組んできており、定着をし始めているところであるため、次期教育大綱においても、この基本理念を継承させていただきたいと考えております。
羽田教育長	只今、外山委員からご指摘がありましたが、資料 1－1、教育大綱の説明の 3 ページに「児童生徒等への調査」について記載があります。 この調査では、児童生徒に「どんな人になりたいと思いますか」と質問したところ、「優しい人になりたい」、「失敗しても諦めない」、「つまずいても頑張る」、そういった人になりたいということを言っており、また、保護者や教職員からも同じように、「思いやりのある人」、「優しい人」、「自立した人」、「自分で考えて行動できる人」といった回答が多くありました。 国も言っている、「自分で立って自分の足で歩く」ということが、とても大事であること、もう一つ、人と協調性を持って協働しながら生きていくという点も大切だと思います。そういう意味で、「優しく 強く」が、非常に意味があり、それが浸透してきたことにより、こういう調査結果になっているのではないかと思います。各学校も、この基本理念を頭に置きながら、学校教育目標や重点目標を立てており、まだ市民全体までには広がっていないかもしれませんが、学校現場では、「優しく 強く 愛しい人」が広がっていること、そして、この理念になってからまだ 5 年であるため、現在の基本理念は継続できたらと思っています。各学校に、これだけ基本理念が広がり、浸透してきたことは大変ありがたいことであると思います。
荒井子ども支援課長	(2) 外国につながる児童生徒に対する支援について 配付資料により説明 (説明概要) 資料 2 をご覧ください。 まず、子ども家庭支援の状況についてです。1 ページをご覧ください。 令和 6 年度末と令和 7 年度 7 月までの、学校福祉部の支援により改善等が図られた不登校児童生徒の状況ですが、相談室や教室に登校できた児童生徒は昨年度 1 年間で 70 人に対し、今年度 7 月までの 4 か月間で 48 人になっておりま

す。その他にも、多くの児童生徒をチャレンジ教室や医療機関・関係機関につなげたり、生活の改善を図ったりしております。

次に、学校福祉部が支援した児童生徒数です。不登校の保護者の相談を聞いたり、家庭訪問したり、ケース会議を行ったりした不登校対応で 71 人、いじめの相談を聞いたり、子どもの表れに関するケース会議や対応を行ったりする生徒指導対応で 16 人、就学支援・特別支援教育に関する対応で 116 人に対して支援を行っております。

次に、家庭訪問等の実績であります。学校や関係機関とのケース会議や電話での情報交換を 7 月までで 955 回行いました。家庭訪問や学校等で直接支援した回数は 339 回あり、保護者との対面での面談や電話での相談は 750 回行いました。特にケース会議と保護者との面談は、昨年度と比較しても半年に満たない期間ですが、すでに昨年度の半数を超えるなど回数が増加しております。

このように、昨年度も、今年度も、数多くの児童生徒や家庭の支援に当たることができています。今後も、一人でも多くの児童生徒や家庭の支援ができるよう取り組みを進めてまいります。

次のページをお願いします。

焼津市の不登校の現状です。昨年度は、小学校では不登校児童数が少し減少しましたが、中学校では増加しました。中学校の増加は小学校段階で不登校であった児童が、中学生になっても不登校状態であるため、増加しています。

(2) の心の教室での利用状況等についてです。まず小学校ですが、継続不登校児童数は増加していますが、新規不登校児童数が大きく減少しています。

また、90 日以上欠席した長期不登校児童数も減少しています。しかし、心の教室を継続的に利用する児童数はほぼ変わっておらず、心の教室が、不登校を未然防止するだけでなく、長期不登校を防ぐ役割も果たしていると考えられます。

次に中学校ですが、新規不登校生徒数は減少しましたが、継続不登校生徒数がそれ以上に増えたため、全体として増加しました。特に令和 4 年度以降、新規不登校生徒数はあまり変わっていません。心の教室を継続的に利用する生徒数は増加してきています。こうしたことから、小学校と同様に心の教室が不登校の未然防止に加えて、長期欠席も防いでいると考えられます。心の教室の利用が増えてきている要因として、6 時間勤務校が増えたことで、午後も安心して心の教室を利用する生徒が増えていることも挙げられます。今後も、心の教室を活用することで新規不登校を減らしていけるよう働きかけていきます。

3 ページをご覧ください。チャレンジ教室の利用状況です。昨年度、東益津チャレンジを新設したことで、チャレンジ教室に通所する児童生徒数は増加しています。焼津市の 3 か所のチャレンジ教室での取組は、他市の注目を集め、見学や視察が数多く来ています。9 月 2 日には、県の移動教育委員会が東益津チャレンジで開かれる予定です。

(4) 学校福祉部での取組です。長期の不登校生徒Aさんに寄り添い通信制高校進学につながった事例です。

Aさんは、小学校低学年から不登校になり、学校と家庭、学校福祉部は連携してさまざまな支援策を講じてきましたが、家にひきこもる生活が数年続いていました。

この間、学校と市職員はAさんの母親と月1回の面談を継続し、Aさんをお母さんの気持ちに寄り添い続けました。学校福祉部の職員は、中学2年の時に初めて、ベランダにいるAさんの姿を見ることができ、少しずつ近くで会うことができるようになっていきました。中学3年になり、直接顔を合わせて会うことができるようになりました。その後、Aさんは母親と一緒に市役所でも市職員と会うことができるようになり、通信制高校入試に向けて努力を重ね、見事に合格することができました。Aさんは、在宅学習でなく通学することを自分で選択し、4月からの高校生活で充実した日々を過ごしているとのこと。

最後に、成果と課題であります。

昨年度、小学校では、新規不登校児童数が大きく減少したため、不登校数が減少しました。中学校でも、新規不登校生徒数は減少しましたが、全体の不登校生徒数は増加しました。これは、小学校からの不登校生徒が入学し、中1、中2で不登校であった生徒の欠席日数が30日未満にまで至らなかったことが要因であると考えられます。

市内の心の教室が、「校内教育支援センター」の役割を果たすようになって2年が過ぎ、各学校で効果的な活用が広がってきています。今までであれば、学校に足が向かなくなり不登校となっていた児童生徒の中には、心の教室があることで不登校にならずに学校に通うことができた児童生徒もいます。また、不登校ではあるものの、心の教室に時々通うことで、90日以上長期欠席にならずに済んでいる児童生徒も見られます。今後、心の教室に通う児童生徒にも、均しく教育を受ける機会が与えられるように心の教室を午後まで開設してほしいという声も届いています。

チャレンジ教室では、子ども自身が「やりたい」ことを見つけ「やってみる」こと、子ども自身が体験することを大切にしています。その中で、自分でできた、自分もできたという経験が自己肯定感を高め、笑顔で過ごすことができるようになっていくと考えています。様々な理由で学校へ足が向かなくなっており、表面上はまるで学ぶことを拒否しているかのようであった子ども達も、「学びたい」「やりたい」「できるようになりたい」という思いをもってチャレンジ教室で学んでいる姿が見られるようになってきています。今後もチャレンジ教室での取組を進めてまいります。

学校福祉部では、家庭の事情等で学校に足が向かない児童生徒やその家庭に対して、こちらから出向き、アウトリーチの支援を行っています。その結果、

	学校には通えないものの、家から全く出ることがない児童生徒はほとんど見られなくなってきています。今後も、家に引きこもり、社会との接点のない児童生徒がいなくなるよう、それぞれのケースに合わせた支援を行っていききたいと思います。
外山教育委員	1 ページの 1 の不登校児童生徒の状況を見ると、令和 7 年度の 4 か月の実績で去年 1 年間と比べてかなりの人数が出ていると思います。これは、新たにチャレンジ教室の開設や、その他、学校福祉部の積極的な支援など、様々な政策の効果が表れていると理解して良いですか。
荒井子ども支援課長	学校福祉部も 3 年目を迎え、このように支援したら登校に繋がるのではないかとといったことや、こういった支援が有効ではないかということ積み重ねてきたことにより、成果が表れているのではないかと考えています。
増田紀子教育委員	心の教室に関してですが、不登校になっていない子どもでも、不安になりがちな子は、元々たくさんいると思います。そういう子ども達にとっても、そこに少し行くだけで精神的に安定する、また居場所になるという、すごく大事な場所であると思いますが、それに加えて不登校気味の子ども達の様子を見守る校内の支援センターの役割も担っているということで、外から見えにくいと思いますが、非常に大きな役割があると改めて思いました。 中学校で相談員の 6 時間勤務校が増えたと書かれていますが、現在、何校位であるか、教えて下さい。課題にもありますが、教育を受ける機会をできるだけ増やしていくという意味で、その辺りはとても大事であると思います。
荒井子ども支援課長	現在、6 時間勤務の学校は、中学校で 5 校、小学校で 3 校、合計 8 校となっています。
増田紀子教育委員	今後も、ますます子ども達に寄り添う時間が大事になってくると思い質問させていただきました。これからも継続して 6 時間勤務の学校が増えていくと良いのではないかと思います。
羽田教育長	2 ページのグラフと表ですが、令和 6 年度の小学校の不登校児童数は 196 人で、そのうちの 89 人が新規であり、割合では、45.4%になります。全国の状況について、令和 6 年度はまだ発表されておきませんので、令和 5 年度で見ると、全国は 53.9%です。従って、本市は、新規の不登校児童数が少ない割合であることがわかります。 中学校についても、301 人のうち 93 人で 30.9%が、新規不登校生徒ですが、全国は 42.0%であり、10%以上低いことがわかります。つまり、焼津市の場

	合には、新規に不登校になっている児童生徒が、全体の割合からすると少ないということです。この理由として一つは、先ほどもお話がありました心の教室で過ごす子ども達が増えているということもあります。令和6年度は、全国もそれが浸透してきているため、割合は低くなっている可能性はありますが、本市では、それに加えて早期対応に力を入れるよう教育委員会から学校へ話をしているため、各学校においても意識が高まってきていることが、成果に結びついているのではないかと感じています。
増田 徹哉 教育委員	不登校の原因の一つとして、栄養不足があると聞きましたが、栄養不足だと朝起きれなくなり、外に出たくなくなる、そういった悪循環になってしまうのではないかと思います。例えば、心の教室やチャレンジ教室では、お昼にならないと食べれないという事ではなく、急に来ても、何か食事が用意できるような対応はしていますか。
荒井 子ども支援課長	心の教室は学校にあるため、給食がある日であれば、その時間が来れば給食は食べられます。但し、チャレンジ教室は、給食を行っていないため、午後まである日は、お弁当を持ってくるようになっています。
増田 徹哉 教育委員	不登校で家にいる子どもが、どういう食事をしてるかわかりませんが、お腹が空いた時に、学校などでも上手に食事ができる場所があったら良いのではないかと思います。
中野市長	オーストラリアでは、パンなどの軽食が置いてあり、いつでも食べられるようにしています。外国ではそういう対応ができていますが、日本は、その辺りが自由ではなく、給食でというように制限されています。 しかし、今のご意見は貴重なご意見であり、焼津市としても検討していきたいと思います。
古谷教育委員	増田徹哉委員の提案を聞いて思いましたが、例えば、心の教室などに、フリーズドライの味噌汁などを常備しておいていただければ、お湯を注ぐだけでいつでも発酵食品を摂らせてあげられるようになります。そうすると、少し血の巡りも良くなったり、粗暴だった子が少し優しくなったり、そんな効果が見られたらいいのではないかと思います。
羽田教育長	不登校の児童生徒とその家庭がこれだけいる中、そこへの支援という意味では、学校福祉部もあり、焼津市の支援は本当に充実していると思います。資料にはありませんが、例えば、引きこもりの児童生徒は、全国には結構な人数がいると思います。国からも、この子達が実際にいるのかどうか目視をしなけれ

	ばならないと言われており、学校はとても大変です。 しかし、本市の場合は、学校福祉部があり、不登校の子どもと繋がる対応をしており、そういうところは、数値には表れていないかもしれませんが、本市では、会えなかったり、目視できなかったりする子どものいる家庭は、現在一軒ということで、そうした点でも大きな成果になっているのではないかと思います。 また、先ほど荒井課長から説明の中に、Aさんの話がありましたが、Aさんは、小学校低学年から不登校で中学3年生までほぼ学校行っていなかった子です。数にすればそんなにたくさんあるわけではありませんが、このように丁寧に支えたことによって、通信制の高校に行くことができ、また、その後、家で学ぶのではなくて、自分の足で電車に乗って通学するといった踏み出しが出来ており、とても大きな表れであると思います。 子ども家庭支援について、今、学校福祉部でいろいろ成果が出ています。この成果をどこかの機会に公表し、こんなに良くなり人が助かっているということをしてPRしていくことにより、次の時代に繋がっていくのではないかと思います。従って、こういった成果をまとめ、公表して下さい。 職員の皆さんは、本当に細かいところまで対応し、しっかりと連携しながら進めているため、このように大きな成果が出ていると思います。本当にありがたいことであります。
中野市長 小林教育センター所長	(3) 教育センター「みらい」事業について 配付資料により説明 (説明概要) 資料3をご覧ください。 「1 教育センターみらいの沿革」に書かせていただいておりますが、平成29年度に、教育センターが開設され、事業がスタートしました。そして、今年1月には、旧大井川商工業研修センターを改修し、「教育センターみらい」としてリニューアルオープンしました。このような機会ですので、事業のさらなる推進、他部局や関係機関との連携、試行などを通して、より充実した教育センターにしていきたいと考えておりますので、今年度、「教育センターみらい事業について」を協議事項とさせていただきました。よろしくお願いします。 続けて、「2 現職員体制」です。事業の拡大にともなって、その都度、人員も増員していただいております。1月のリニューアル移転に伴っての人員の増減はありません。 会計年度任用職員の欄に書かれている下二つの「・」は、各校に配置している外国語指導助手ALTの任用方法を、一部、派遣業者からJETの方法に変更したことにとまなう任用です。実際には、夏休み明けから授業での指導補助がス

	スタートしています。 続いて、「3 教育センターみらい事業を4つの柱」です。 (1) 一つ目の柱は、「教育大綱の理念浸透と授業改善の推進」です。教育委員の皆様にも同行いただいている学校訪問や教員研修を通して、教育大綱の基本理念の浸透、授業改善の推進を行っています。 (2) 二つ目の柱は、「子どもの豊かな学びの創造のために」です。 ①ステップアップ教室は、平成29年度から、小学生の基礎学力の向上を目的に、小学3年生を対象として、焼津南小学校で開始しています。その後、徐々に開催校を増やし、令和4年度より全小学校で年間8回ずつ、校舎の空き教室を基本会場として開催しています。 ②サマーステップアップ教室は、平成30年度から、夏休みの期間を利用して、中学生の基礎学力の向上および中1ギャップ解消等を目的に、中学1年生、小学6年生を対象として開始しました。現在は、8中学校区で、2回ずつ、地域交流センターを基本会場として開催しています。こちらは、夏休み中の開催でもあるので、市のスマイルライフ推進課で進めている青少年ボランティア人材バンクを活用した中高生にも学習支援をお願いしています。 2ページを御覧ください。今年度は、焼津中央高校より、市内の小中学校と関わりを持ちたいというお話をいただき、焼津中央高生が、延べ19人参加しました。人材ボランティアを含めると、延べ60名弱の中高生が学習ボランティアとして参加、活躍しました。感想を載せましたが、そのうち、高1ボラ生徒の感想は焼津中央高生です。将来の焼津を背負う子供たちを支える職についてくれるのが、今から楽しみです。 ③外国語指導支援です。小学校3年～6年の外国語活動、外国語科の授業全時間にALTを派遣しています。また、先ほども少し触れましたが、中学校の外国語科には、これまでの派遣業者によるALTから、国から交付金があるJETALTの任用に変更し、ALTの人数自体も増員していきます。 (3) 三つ目の柱、「外国につながる児童生徒支援のために」です。①から④まで書きました。こちらについては、後ほど詳しく触れます。 (4) 四つ目の柱、「子どもにとって魅力ある教師を育成するために」です。 ①市教委訪問や市指定学習指導研究発表会です。今年度は、豊田中学校が発表会を行います。 ②教師力育成 県の初任者研修対象にならない若手教員、産休・育休など長期の休暇をとる教員の代替をしてくれたり、欠員を補ってくれたりする教員、38人対象にセンター職員が訪問、指導します。教員の心身の様子、指導力の実態に合わせ、訪問回数も臨機応変に対応しています。 ③みらいの先生育成「みらいアカデミー」 令和3年度より開始し、開催時期も、県の教員採用試験日の変更に沿って、
--	---

変更してきています。今期は、明日、8月29日に開講式を行い、20回の講座を計画しています。今年度より、福祉大の学生さん、静岡に通う学生さんたちが通学帰りに参加しやすいよう、会場を大井川庁舎から、ここ本庁に変更し、金曜日の夜という心身の状況もふまえ、講座の時間を2時間から1時間半とし、内容をより精査して行います。

表は、第1期と第3期の受講生の現況ですが、長期にわたる教職員の休暇にともなう代替講師の確保につながっている様子がわかります。なお、第5期の受講人数ですが、その後、応募が増え、25人でスタートする予定です。

④教職員自主研修です。

書籍棚に、教育関連の書籍、採用教科書と採用されていない教科書等を整備しました。市内教職員に研修の場として来てもらえるよう、PRしているところです。

3ページを御覧ください。⑤教員研修です。こちら、空調が効いた明るい部屋で、数多くの研修会を実施しています。

それでは、4「外国につながる児童生徒の支援について」、説明します。

(1) 数値による実態

外国につながる児童生徒の増加、多国籍化が進んでいます。

令和7年度で、フィリピンが全体の52.5%で、割合としても増える傾向にあります。ベトナムなどの周辺のアジア諸国も増えつつあり、多国籍化が進んでいます。また、外国につながる児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は、コロナ禍の時期を除き、毎年、30人前後増加し続けています。

(2) 近年続いている外国につながる子どもたちの傾向です。

子どもの母語定着不足の心配が一番大きな心配事です。

母語の定着が不十分であり、母語指導や初期の日本語指導に多くの時間を必要とする児童生徒が増えています。特に低学年には母語の読み書きができない児童もあり、先日、行われた進路ガイダンスでは、「自分が小さかったころ、親が何を話しているのかわからなくて困った。」という経験談を話してくれた大学生もいました。

入国してくる子どもが低年齢化し、日本で生まれる外国につながる子どもたちも増えています。大井川南幼稚園では、全園児数35人のうち20人が外国につながる子どもたちであり、他園でも増加の傾向がみられます。

4ページを御覧ください。そのような傾向がある中で、(3)昨年度の成果をあげます。

子ども・保護者・学校の三者が不安を解消して、学校へ編入しているということです。

詳しく述べますと、令和6年度よりコーディネーターを増員していただき、2人体制となっています。一人の入国者に対し、複数回の就学ガイダンスを実施し、保護者に、日本のこと、学校のことを十分に伝えたり、児童生徒の様子

について聞いたりする時間を作ることができました。一方、同じ時期に、子どもたちには、みらい教室で母語指導、日本語の初期指導を行います。フィリピンのバイリンガル支援員が増えた時期は、ほぼ毎日、みらい教室が実施できました。

みらい教室に通うことで、子供たちは不安を解消し、また、生活リズムも整えられたため、学校編入後も、子どもたち自身がスムーズに学校対応ができていたように感じます。

この表は、＜教育センターで就学ガイダンスを実施した子供の人数＞です。就学ガイダンスは、一人に対し、複数回行うので、回数としての数値はもっと大きくなります。

（４）今後に向けてです。

子どもの母語定着不足への保護者、子どもへの対応が急務です。

乳幼児からの切れ目のない支援を行うため、部局を超えた連携を進めていきたいです。

試行として、大井川南幼稚園にコーディネーターを派遣し、保護者、職員に母語の重要性について伝えたり、日常の子供への支援の方法についてスキルアップを図ったりする取り組みを夏休みが明けたらすぐに行う予定です。検証結果によっては、コーディネーターの増員が必要になることも考えられます。

二つ目の「・」です。バイリンガル支援員の確保と育成に努める必要があります。

学校が夏休みの７、８月も、外国につながる子供たちの学校への編入がスムーズに進むよう、みらい教室を実施してきています。実施状況は下の表の通りで、夏休み中は学校での支援がないため、通常期より充実した実施が可能でした。通常期もできるだけ実施したい思いはありますが、子どもへの指導があるため、バイリンガルであればよいということにはなりません。バイリンガル支援員の育成という視点も持ちながら確保していけるようにしたいと思います。

三つ目です。他市の母語指導について情報をつかみ、視察を積極的に行っていきます。夏休み明けに、掛川市、浜松市の学校へ、視察に行く予定です。

５ページを御覧ください。最後に、母語指導の重要性について参考資料を載せました。

「①中教審答申（R3.1.26）第Ⅱ部 各論 ５ 増加する外国人児童生徒への教育の在り方について」、

「②ジムカミンズ（1949年-）の「言語相互依存説」について、

その下には、「入国してきた児童生徒の支援体制」の流れを載せました。

真ん中あたりに★１と★２があります。今、説明の中で話題にしました就学ガイダンスが★１、みらい教室が★２です。ともに学校編入前の時期の支援となります。ご確認いただけたらと思います。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いします。

古谷教育委員	外国から来た保護者に対して指導、情報共有をする際に、翻訳アプリなどは使用していますか。
小林教育センター所長	現在は、フィリピンからの方が多いため、ガイダンスの時にはコーディネーターと、バイリンガルの通訳を交えてやりますが、ネパールやベトナムからの方など通訳さんでも対応できないような場合は、グーグルの翻訳アプリを使ったりすることもあります。
古谷教育委員	言葉を通じさせるだけではなく、文化の違いをお互いにわかりあえることはすごく難しいと思いますが、その辺りはどのように考えていますか。
小林教育センター所長	今フィリピンの方のバイリンガル通訳が3名、ポルトガル語が2名いますが、それぞれその通訳さんにも個性があるため、やはり人を通してということが大事であると思っています。現在は、コーディネーターの方で、こういう方がここから来るみたいだから〇〇さんが通訳した方が良いのではないかとといったように、適切な方に通訳をしていただくよう頼んでいます。
古谷教育委員	孫の周りにも、ブラジルから来た子ども達がお遊びに来ますが、孫は、おばあちゃん家の冷蔵庫を勝手に開けます。 そうすると、次に、ブラジルからの子どもが再び来た時に、その子はずちの冷蔵庫を勝手に開けるようになります。 そういう時にチャンスだと思い、よその家の冷蔵庫は勝手に開けちゃいけないんだよということを、私が教えています。 このように、地域が連携して、子どもを教育していくのかなというふうに感じています。大変ですが、これからもよろしくお願いします。
増田徹哉教育委員	みらい事業の四つの柱の中で、「(3) 外国につながる児童生徒の支援」についてのボリュームが多く、どんどん増えていくような気がしていますが、「県職員の体制」が、現在常勤職員4名とありますが、実際のところ、4名で対応が来ていますか。
小林教育センター所長	先ほど、コーディネーターの話をさせていただいたが、会計年度任用職員の外国につながるコーディネーターが2人おり、2人のうち1人は、常勤職員よりも長くいる職員で、会計年度任用職員だからこそずっと勤めていくことができる方です。また、支援員との関係も出来ており、外国に繋がるご家庭の様子もよくわかっているため、コーディネーター2人が支援員をうまく配置しながら、子ども達の保護者が少しでも不安を解消できるような支援も出来ていると

羽田教育長	思います。 コーディネーターを、昨年度２人にさせていただいたため、事業自体はうまく改善出来ているように思います。 教育センターがスタートした平成 29 年 4 月 1 日は、私はこの立場ではなく、学校現場にいましたが、市長から日本一の教育センターにしようというお話があってスタートし、着実に施策や、事業を展開していると思っています。 やはり、一番にある教育大綱の理念の浸透というか、焼津市の教育をどうしていくのかというところを、例えば、教育センターが、全国学力学習状況調査を詳細に分析して、現状、本市にはこういった良さがあるといったこと、また、こういう点が課題であるといったことを挙げながら、これからこうしていこうという目標などを提案してきたことで、教育大綱の理念が各学校に浸透してきたと感じています。そうした点で、教育センターの働きが大きかったと思っています。 それ以外にも、ステップアップ教室等の子どもの豊かな学びや、今挙がっている外国につながる児童生徒への支援、魅力ある教師の育成、こういった点についても、それぞれ力を注いでいると思っています。今年度の総合教育会議の中では、増田徹哉委員からお話がありましたが、外国につながる児童生徒に関して、年々増えているということや、母語がわかっていない子ども達が増えてきており、不登校児童生徒の対策と並び、本市の喫緊の課題だということで、これを一番大きく取り上げました。もちろん教育センターで行う事業はたくさんあるわけですが、外国につながる児童生徒への支援については、皆さんからご意見をいただきながらということで、資料の内容が厚くなっていることについてご理解いただければと思います。
中野市長	教育センターについてはリニューアルし、張り切って今やったださっているため、教育委員の皆様におかれましても、是非、教育センターに立ち寄っていただければと思います。 (4) その他 教育委員会からのご意見、ご質問は無し 4 報告事項 (1) 学校における猛暑災害対策について 配付資料により説明 (説明概要)
長谷川教育総務課長	資料の 4 をご覧ください。 猛暑対策については、「猛暑は災害」と捉えて学校環境においても、教室へ

福田学校教育 課長	の空調整備、ミストシャワーの設置、保冷剤付きランドセル背あてパッドやクールタオルの配布など様々な対策を実施しております。昨年も総合教育会議で猛暑対策について協議をしていただいておりますが、今年度も、引き続き対策を実施しておりますのでその経過の報告をさせていただきます。 初めに、「1 焼津市の気象状況について」ご報告いたします。数字は今年5月から7月末までの3か月のものとなります。最高気温 35 度以上の猛暑日が 1 日、30 度以上の真夏日が 39 日、また、熱中症警戒アラートの発表回数は 9 回となっております。参考としまして、カッコ内に昨年の数字を掲載しております。今年度は猛暑日、真夏日の合計が昨年よりも多く、8 月に入っても暑い日が続いております。 次に、「2 令和 7 年度の具体的な取り組みの実施状況」についてご報告いたします。 まず（1）施設面についてであります。体育館への空調設備設置については全中学校 9 校の設置が昨年度完了したのに引き続き、全小学校 13 校の設置を行い、今月末に設置が完了し、夏休み明けから使用が可能となっております。 次に、ミスト発生機の効果検証については豊田小学校、和田中学校の 2 校で実施いたしました。検証期間は各学校の体育大会、運動会が開催された週の 5 月 19 日から 23 日の 5 日間で実施いたしました。 次に、（2）小学生登下校時熱中症対策であります。保冷剤付きランドセル背あてパッド及びクールタオルの配布を昨年度 1 年生から 6 年生の全児童に配布しております。今年度は、未配布の新 1 年生と転入生の全員に配布しております。 次に、（3）焼津市立小中学校熱中症対策ガイドラインの活用についてであります。昨年度に引き続き各学校でガイドラインにのっとり熱中症から子ども達を守る取組を実施しております。 次に、（4）学校行事のスケジュールの見直しについてであります。昨年度から引き続き、全小中学校において体育大会、運動会の実施を暑い時期を避けるように検討し、小学校では 5 月、中学校では一部 5、6 月に実施したところもございますが多くは 10 月に実施としております。 学校における猛暑災害対策についての説明は以上となります。 （2）部活動と地域クラブ活動について 配付資料により説明 （説明概要） 資料 5 をご覧ください。 本市では休日の部活動について、地域クラブへの移行を進めるとともに、子どもたちのニーズに応えるため、新しい地域クラブの創設にも取り組んできております。
----------------------	---

羽田教育長	本年度、活動する地域クラブは、34 クラブとなります。1 にありますように、8 月 8 日現在、660 人の生徒が地域クラブに加入しております。これから募集が始まる吹奏楽クラブや、野球、サッカー、バスケットボール等、夏の中体連の大会以降、土日が地域クラブ活動になったクラブもありますので、今後とも加入生徒は増える見込みであります。 また、地域クラブの指導者は 162 名おり、そのうち教員は 35 名おります。多くの地域の皆様に、生徒の活動を支えていただいております。 次に、来年度、令和 8 年度の開設を目指して準備を進めている種目を紹介いたします。 合唱クラブは、焼津高等学校を拠点に行う、合唱を中心とした音楽活動のクラブです。 英語コミュニケーションクラブは、大井川庁舎近くにある「English Learners'」を拠点に、英語で伝えあう楽しさを学ぶクラブです。 デザインクラブとメディア編集クラブは、「みんなの公民館まる」を拠点に、地域のポスターや案内物を作成したり、取材活動等を通して新聞を作成したりするクラブです。 ストリートダンスクラブは、大覚寺の「STUDIO BREATHE」を拠点に、基本のダンスやリズムトレーニング等を行うクラブです。 スケートボードクラブは、「焼津漁港親水広場ふいしゅーな」コンクリート広場を拠点に、スケートボードの基本を学びその後の上達を目指すクラブです。 その他にも、複数の団体と随時打ち合わせを行っているところです。今年度夏の中体連以降は、休日の学校部活動がなくなり地域クラブへ移行しました。今後は平日の移行と、文科系地域クラブを拡大していく計画です。 地域クラブ活動在り方検討委員会においても、平日への展開や文科系クラブの拡大について、スポーツ課、文化振興課、スマイルライフ推進課とも検討を重ねていく計画です。報告は以上です。 地域クラブ活動については、順調に進んできたわけではなく、三歩進んで一歩戻ってしまうこともあり、種目やその競技によってそれぞれ違いがあるため、担当が苦勞しながら、それでも対話を重ねて進めてきたと思っています。 中学校の生徒にとって、生徒がやりたい種目であったり、競技に取り組むことができ、それが充実した活動になるということを一番の目的で進めています。それと共に、指導者のやりがいや生きがいにも繋がるといったこと、さらに言うと、焼津市のスポーツや文化の継承と発展に繋がる、そういう目的を持って、今取り組んでいるところであります。 まだ確立されていない部分がありますが、先ほど申し上げたように、今後もし地道に関係者との対話を重ねながら、その通りになるかはわかりませんが、令
-------	--

	和 10 年度を目途に、平日の部活動も地域クラブ活動へ移行していきたいと考えています。
増田紀子教育委員	教育長のお話にもありましたが、児童生徒数が減少している中で、学校のクラブ活動というのは非常に制限されるものも増えてきたと思います。しかし、こうして学校ではやれなかった新たな活動がいくつも検討されているため、子ども達の選択肢が広がり、様々な所で自分の可能性を広げられるという意味でも、すごく希望の持てる方向に向かっていると思います。ご苦労があるということで、経費の面であつたり安全面であつたり、指導者の面であつたり、組織を動かしていくための苦労というのはまだまだあると思いますが、そこを頑張っていたいただきながら、子ども達が輝き、教育大綱にもありますが、みんなで子ども達を育てるということにも繋がっていく思います。保護者の理解も深めていただきながら進めていただければと思います。
古谷教育委員	確認ですが、地域クラブ活動の活動費については、市から補助が出ていますか。
福田学校教育課長	はい。
古谷教育委員	ひとり親世帯なども多いと思いますが、例えば、ストリートダンスをやっていると服装代がかかったり、スケートボードクラブであればスケボーが必要になったりしますが、このような活動費についても補助は考えていますか。
福田学校教育課長	活動費等については、資料に記載のとおり「ストリートダンス」、「スケートボード」が検討中となっています。そういったことも含めて、例えば貸し出しができるものがないかであるとか、吹奏楽などは、修繕などを行い貸し出しができないか検討していくが、負担がなく、やりたいことができるというのが一番であると思います。 なかなか難しい点もありますが、指導してくださる皆さんと検討しながら、開設に向けて準備を進めていきたいと思っています。
古谷教育委員	子ども達にとって間口が広がるという意味では、どの子も同じような環境にしてあげられたら良いのではないかと思います。
外山教育委員	資料を見ると、囲碁や将棋が入っていませんが、ガイドラインなどで規制があるために入らないのですか。それとも、今後入ってくる可能性はありますか。

福田学校教育課長	様々な団体の方から相談というか、どんな形でできるか、地域クラブ活動とはどういうものかというご相談も随時いただいております。今、囲碁や将棋の団体がこちらに相談してきたかどうかについては、担当に確認しないとわかりませんが、現在は、詩吟のクラブなども来ていることを考えると、伝統的なものを行うクラブの方々も注目して下さっているのではないかと思います。 (3) その他 村松こども・未来部長より口頭説明 (説明概要)
村松こども・未来部長	私の方から、少しお時間をいただき、子ども達の健やかな成長に寄り添っていくための新たな取組について、説明させていただきます。 本日の議題の「次期 教育大綱」に関連する取組でありますので、資料1-3の4ページ、1の(2)を御覧ください。 焼津市では、子どもの成長における困りごとや心配ごとについては、これまでも、丁寧にお聞きするなど、寄り添った対応をしてきております。 本日ご説明する新たな取組の主なものですが、子どもの健やかな成長を応援していくため、専門的知識の習得と併せて、子どもとの関わり方を学び、子どもの特性や行動を理解した対応ができるよう、スキルを向上することを目指して、教員、保育者などの支援者や保護者を対象とした講座を開催します。 そして、この事業のアドバイザーが、市内の幼稚園、保育所、小・中学校を巡回し、教育・保育の現場での子どもへの対応方法などについて、現地で、個別に、専門的な助言を行います。 このほか、研修会や、保護者や支援者を対象とした困りごとの相談会、焼津市医師会と連携した講演会の開催なども行う計画となっています。 この事業は、令和8年度から10年度までの3か年での実施を予定しておりますが、子ども達のために、すぐに対応すべきものは、9月市議会定例会に補正予算案を提出して、早期に着手したいと考えております。 只今、ご説明申し上げた取組を行い、子どもの特性や行動への理解と対応力を高めることによって、子どもの健やかな成長を後押しして、子どもが「その子に合った学びの場を得て、自立した生活ができる」ようになることを目指してまいります。 以上、「子どもたちの健やかな成長」のための新たな取組についての説明とさせていただきます。 委員の皆様方の御理解と御協力について、よろしくお願いします。
中野市長	今の話は、学校現場、保育現場において、少し困った方が増えているということで、そういう方にどういう対応をしたらよいか、発達障害ではないが、発達障害かなという方々もだいぶ増えてきており、先生方も非常に困っていた

長谷川教育総務課長	り、また、保護者もどう対応したらよいかわからない案件が非常に多くなっています。そのようなケースに、どう対応していくかという、子どもを認める、褒める、大事にするという三つの心構えについて医師が言っています。 医師が、しっかりと対応できることについて、市がもっと勉強し、底辺を厚くすることで、子ども達を迷わせないよう早く対応できれば、必ず良くなるということを確信しています。そういった趣旨であるため、多くの皆様にご参加していただければと思います。 5 事務連絡 次回開催予定時期を説明 資料6をご覧ください。 今年度の総合教育会議は3回の開催を予定しており、次回、第2回目は10月27日（月）午後3時から、本庁舎7階会議室7Aにおいて開催する予定であります。 第3回目の会議は、令和8年2月19日（木）午後3時から、同じく本庁舎7階会議室7Aにおいて開催し、今年度のまとめをさせていただくとともに、次年度の協議事項について御意見をいただきたいと考えております。 6 閉会 【午後4時35分閉会】
------------------	---